

「第3次みずなみ男女共同参画プラン」進捗管理シート

基本目標Ⅱ 健康で安全・安心な暮らしができるまちづくり

課題① あらゆる暴力の根絶【瑞浪市DV防止基本計画】

施策（1）DV・ハラスメント等の防止・啓発の推進

＜評価指数＞ ※ドロップダウンリストから選択
 5+: 予定より大きな成果が出ている(100%以上)
 5: 達成されている(100%)
 4: ほぼ達成されている(80～99%)
 3: おおむね達成されている(60～79%)
 2: 達成半ばである(40～59%)
 1: 不十分である(～39%)

施策名	概要	担当課	令和7年度事業計画	令和7年度事業実績	評価指数	評価の理由・課題・分析	令和8年度事業計画
1 配偶者等に対する暴力を許さない意識の醸成	パンフレットや市の広報紙による啓発、学習会の開催等により、配偶者等に対する暴力の根絶に向け、市民の意識を高めます。	こども家庭課	引き続き配偶者等への暴力防止週間を中心に、女性相談センターなどの関係機関と連携し啓発活動を行います。	配偶者等への暴力防止週間に合わせて、街頭にて啓発活動を実施するとともに、市広報に記事を掲載しました。	4	計画通りに啓発活動を実施することができました。	引き続き配偶者等への暴力防止週間を中心に、女性相談支援センターなどの関係機関と連携し啓発活動を行います。
		市民協働課	配偶者等に対する暴力の根絶に向け、相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。	・市の広報及びホームページに、「男女共同参画週間」の記事を掲載し、啓発を行いました。 ・また、市の広報及びホームページで相談窓口の周知を行いました。	4	市の広報紙やホームページ等で意識啓発を行いました。今後も配偶者等に対する暴力の根絶に向け、継続的な啓発が必要です。また、継続して相談窓口の周知を図り、相談しやすい体制を整えていく必要があります。	配偶者等に対する暴力の根絶に向け、相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。
2 若年層に対する交際相手間の暴力防止に向けた啓発の推進	若年層向けのリーフレット等を作成し、市内の高校・大学、イベントや各種窓口での配布により、予防啓発を推進します。 配偶者等への暴力防止週間を中心に、女性相談センターなどの関係機関と連携し、若年層に対する予防啓発を推進します。	市民協働課	引き続き、若年層への啓発を行います。相談窓口の周知のほか、関係各課と連携し、幼い頃からの家庭や学校での教育に取り組みます。	相談窓口に掲載したデートDV防止啓発リーフレット「デートDVを知ろう」を作成し、市内高等学校3校及び短大・大学の全生徒・学生、中学校や関係期間等に配布しました。また、二十歳の祝典において、式典参加者（20歳）に配布しました。	4	リーフレットには、デートDVに関する情報や相談先の一覧を掲載しており、市内高校生・大学生、二十歳の祝典の式典参加者（20歳）に、1人1枚行き渡るよう配布することにより、若年層への啓発・相談窓口の周知に役立っています。今後も、周知・啓発を継続していく必要があります。	市のホームページ等を活用し、予防啓発を推進します。また、デートDV防止啓発リーフレットを印刷し、市内高校生や大学生、二十歳の祝典の式典参加者（20歳）に1人1枚は配布します。若年層への啓発を行います。相談窓口の周知のほか、関係各課と連携し、幼い頃からの家庭や学校での教育に取り組みます。
		こども家庭課	引き続き配偶者等への暴力防止週間を中心に、女性相談センターなどの関係機関と連携し啓発活動を行います。	配偶者等への暴力防止週間に合わせて、街頭にて啓発活動を実施するとともに、市広報に記事を掲載しました。	4	計画通りに啓発活動を実施することができました。	引き続き配偶者等への暴力防止週間を中心に、女性相談支援センターなどの関係機関と連携し啓発活動を行います。
3 事業者への啓発の推進	県、労働局、商工会議所等と連携し、事業者に対しDVや職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等の啓発チラシやパンフレットを配布するなど、DV・ハラスメント等の防止を推進します。	商工観光課	関係機関と連携し、資料を集め、チラシやパンフレットを配布し、啓発活動を行います。	労働局等から資料を集め、商工会議所等に啓発パンフレットを設置し、意識啓発の向上に努めました。	4	積極的に資料等を関係機関から集め、商工会議所等を通じ最新の情報を事業者へ提供することができました。啓発活動は効果に時間がかかるため、今後も継続して行います。	関係機関と連携し、資料を集め、チラシやパンフレットを配布し、啓発活動を行います。

4 市・教職員に対するハラスメント防止の啓発	職場や学校におけるあらゆるハラスメントを防止するため、市・教職員研修を継続的に実施します。 学校における人権侵害（あらゆるハラスメント）防止のため、アンケートの実施及び、職員、管理職研修を実施します。	秘書課	引き続き、市町村研修センターが実施する研修を活用し、職員の意識啓発に取り組めます。	市単独で実施したハラスメント防止研修（e-ラーニング研修）に55名を受講させました。	5	継続的に研修機会を設け、職員の意識啓発に取り組むことで、ハラスメントのない職場づくりに努める必要があります。	引き続き、市町村研修センターが実施する研修を活用し、職員の意識啓発に取り組めます。
		学校教育課	・夏休み中の研修を核としながら、年間を通じて行うハラスメント防止ミニ研修を系統的なものにしていくことで、一人一人の職員のハラスメント防止への意識を高めていくようにします。	各学校の校長のリーダーシップのもと、打ち合わせ、職員会、長期休業中の研修等を積み重ねることで、教職員一人一人のハラスメント防止への意識を高めてきました。	3	市のハラスメントアンケートの結果では、市全体の職場の風通しについて、肯定的な意見（「大変よい」「どちらかというといよい」）を選んだ教職員が96.4%でした。	引き続き、校長のリーダーシップのもと、同僚性を高め、研修を積み重ね、一人一人の教職員のハラスメント防止への意識を高めていきます。

施策（２）安心して相談できる体制の整備

1 相談窓口の周知	市の広報紙やホームページ等を活用し、相談窓口の周知を図ります。また、相談窓口を掲載した各種リーフレットを活用し、広く周知します。県、労働局、商工会議所等と連携し、労働者への相談窓口の周知を図ります。	こども家庭課	市の広報紙、ホームページ等で相談窓口の周知に努めています。	配偶者等への暴力防止週間の周知と合わせて相談窓口を市の広報紙に掲載するとともに、市のホームページを通じて相談窓口の周知を図りました。	4	市の広報紙やホームページを通じて、継続的に周知に努めることができました。今後も、継続的に啓発していく必要があります。	市の広報紙、ホームページ等で相談窓口の周知に努めています。
		市民協働課	市の広報紙、ホームページ等で相談窓口の周知に努めるとともに、相談体制を整えます。	・市の広報紙（毎号）やホームページに各種相談窓口について掲載しました。 ・１月に、市内高校生や大学生、二十歳の祝典の式典参加者（２０歳）、関係機関等に、相談窓口が掲載されたデートＤＶ防止啓発リーフレットを配布し、周知を行いました。	4	リーフレットには、デートＤＶに関する情報や相談先の一覧を掲載しており、市内高校生・大学生、二十歳の祝典の式典参加者（２０歳）に、１人１枚行き渡るよう配布することにより、若年層への啓発・相談窓口の周知に役立っています。今後も、周知・啓発を継続していく必要があります。	引き続き、若年層への啓発を行います。相談窓口の周知のほか、関係各課と連携し、幼い頃からの家庭や学校での教育に取り組みます。
		商工観光課	市のホームページへの掲載情報の更新を行います。	市HPに労働者公益通報窓口について掲載し、情報を発信しました。また、その他労働に関する各種窓口についても市HPで案内を行いました。相談件数 0 件	4	公益通報について、説明したページを作成し、窓口について周知を図っています。今後も引き続きHP等を活用し周知を行います。	市のホームページへの掲載情報の更新を行います。
2 関係課及び専門機関との連携強化	被害者からの相談を受けた場合は、民生委員・児童委員等と連携し、速やかに関係する課や専門機関等（県や警察、病院等）に引き継ぎができるよう情報共有や連携強化に努めます。	こども家庭課	DV被害者からの相談を受けた場合は、速やかに関係機関（女性相談センターや警察等）と連携を図り被害の拡大を防ぎます。	DV相談がある都度、女性相談支援センター、警察等の関係機関との情報の共有と連携強化に努めました。	4	DV事案における関係機関の役割等については情報共有・連携ができています。今後も情報共有に努めていきます。	DV被害者からの相談を受けた場合は、速やかに関係機関（女性相談支援センターや警察等）と連携を図り被害の拡大を防ぎます。
		市民協働課	被害者の早期の支援に繋がるよう、関係各課、関係機関と連携し、相互協力体制を整えます。	市民相談において、DVやデートDVに関する相談を受けた際には、こども家庭課や家庭児童相談員と連携して対応しました。家庭児童相談員からは法律相談へのあっせん依頼があるなど、相互協力体制ができています。	4	こども家庭課や家庭児童相談員と連携し、相談内容に応じて、弁護士による無料法律相談に繋げるなど、DV被害者に対する支援を行いました。今後も相互協力体制を継続していくことが必要です。	被害者の早期の支援に繋がるよう、関係各課、関係機関と連携し、相互協力体制を整えます。
		商工観光課	事業者・労働者への対応に備え、日頃から担当課と情報共有し連携を強化します。	事業者・労働者への対応に備え、日頃から担当課と情報共有し連携の強化に努めました。相談件数 0 件	4	対応に備えておりますが、実際に相談を受けた場合にどの程度対応できるのか実証できていません。	事業者・労働者への対応に備え、日頃から担当課と情報共有し連携を強化します。

施策（３）被害者に対する支援機能の充実

1 DV被害者への支援の充実	DVの内容により、被害者を一時保護し、専門機関等と連携し、生活支援、就労支援等、自立に向けた継続的な支援を行います。	こども家庭課	DV被害者の緊急一時保護、一時保護を実施した場合は、速やかに関係機関（女性相談センターや警察等）と連携を図り被害の拡大を防ぐとともに、生活支援、就労支援等自立に向けた支援を行っています。	女性相談支援センターや関係する機関と連携し、被害者の一時保護、自立に向けた支援を実施しました。DVによる一時保護等対応件数 令和7年度 1 件	4	一時保護の希望があるケースは女性相談支援センター等と連携を図り、安全確保、自立支援に向けた支援が実施できますが、安全確保の必要性を認識されないケースの対応に苦慮します。	DV被害者の緊急一時保護、一時保護を実施した場合は、速やかに関係機関（女性相談支援センターや警察等）と連携を図り被害の拡大を防ぐとともに、生活支援、就労支援等自立に向けた支援を行っています。
----------------	--	--------	---	---	---	--	---

課題② 生涯を通じた健康づくりの支援

施策(1) ライフステージに応じた健康づくりの支援

1 健康診査等の受診勧奨と保健指導の実施	20歳代・30歳代健診の受診勧奨、保健指導を行い、生活習慣病の発症や重症化を防ぎます。	健康づくり課	広報やSNS、瑞浪市健康カレンダー、母子保健事業等で周知を行います。Webでの健診予約を開始します。問診時の保健指導、必要な方への結果説明を継続して行います。	Webでの健診予約を開始し、24時間いつでも予約できる環境を整えることができました。受診者数は227人で前年度より減少しています。健診問診時にすべての方に保健指導を実施し、結果をもとに生活習慣病の発症予防や重症化予防が必要な方には、健診後面接や電話で結果説明を行いました。	3	受診者数の伸び悩みや母親健康チェック事業との統合により事業の見直しが必要です。また、Web予約では運用上の課題が見つかり、改善が必要です。受診者へは継続受診・生活習慣病の発症や重症化を防げるよう支援していきたいと考えています。	健診を受診する機会のない方が、より多く、年間を通じて受診できるよう健診日程を増やします。Web予約の周知方法を見直します。引き続き、広報やSNS、瑞浪市健康カレンダー、母子保健事業等で周知を行い、問診時の保健指導、必要な方への結果説明を継続して行います。
2 がん検診の実施及び受診率の向上	市の広報紙等での啓発、節目年齢者への通知等、受診を促す取組を実施します。	健康づくり課	今後も、がんの早期発見、早期治療のために、定期的ながん検診の受診等をすすめ健康管理の一つとして周知を行い意識づけをおこなっていきます。また、節目対象年齢の方に対し、無料クーポン券の送付等個別案内を行い、検診の重要性について周知します。	子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン対象者全員へ受診勧奨及び、再勧奨を行いました。また、広報等を利用し、がん検診の必要性について周知をしました。	3	受診勧奨、再勧奨を行うことで、検診の予約数が増え、早期発見、早期治療につなげることができました。今後も定期的ながん検診の受診を進めます。	がんの早期発見、早期治療のために、定期的ながん検診の受診等をすすめ健康管理の一つとして周知を行い意識づけをおこなっていきます。また、節目対象年齢の方に対し、無料クーポン券の送付等個別案内を行い、検診の重要性について周知します。
3 健康相談事業の充実	栄養相談、精神保健相談、健診結果等に関する相談の機会を設け、きめ細やかな対応に努めます。	健康づくり課	広報や瑞浪市健康カレンダーで周知を行い、毎月予約制で実施します。	41人(内訳は栄：1、精：2、健38)が利用されました。広報、瑞浪市健康カレンダー、ホームページで周知を行い、毎月1回健康相談を実施し、利用者の状況に合わせ、健診結果の見方の説明や相談、栄養相談を行いました。	4	対象者に合わせた相談、保健指導を行うことができました。	広報やホームページ、瑞浪市健康カレンダーで周知を行い、毎月予約制で実施します。
4 健康意識を向上させるためのイベント等の開催	健康講座や講演会等を開催します。	健康づくり課	健康まつりを実施します。市民のニーズ等を踏まえ、今後の健康まつりの在り方、実施方法について再検討を行います。	11月23日に健康まつりを実施し、延べ1,026人の方に来場いただきました。	5	関係団体と健康まつりのあり方について検討し、形態を変えて継続実施することが決まりました。	健康まつりから形態をかえて健康啓発イベント(健康講演会)を実施します。

5 健康づくりの機会の充実	スポーツ施設の計画的な整備やスポーツ教室の開催により、幅広い年齢層の市民に健康づくりと交流の機会を提供します。	スポーツ文化課	令和7年度は、スポーツ教室を継続して開催します。	スポーツ教室を12回（健康体づくり教室6回、バウンドテニス教室4回、スナッグゴルフ体験教室1回(2回雨天中止)、ACP教室1回)実施しました。	4	健康づくり教室は60代70代を、スナッグゴルフ体験教室やACP教室は年中から小学生を中心に、バウンドテニス教室は小学生から大人までと、幅広い年齢層の市民が参加した健康づくりの機会を提供することが出来ました。	令和8年度も各種スポーツ教室を継続して開催します。
6 こころの健康づくりの充実	こころの健康に関する正しい知識の普及やゲートキーパーの養成、「こころの体温計」や精神保健相談等の周知、活用を進めます。	健康づくり課	「こころの体温計」によるセルフチェック環境の維持、中学生向け、成人向けゲートキーパー養成講座を継続し市民の理解を広げていきます。 保健所主催の精神保健相談(瑞浪会場)は相談回数が縮小されましたが、相談状況に応じて関係機関や専門機関を紹介していきます。	セルフチェックシステム（こころの体温計）は、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間、ゲートキーパー養成講座にて周知し利用率が増加しました。養成講座は市立中学校3校、市職員向けに年4回実施しました。精神保健相談は年3回と回数が減りましたが、うち2回市民からの相談がありました。	5	メンタルヘルスを自己管理する環境を維持し、市民理解を広める養成講座、精神保健相談を計画通り実施しました。	メンタルセルフチェック環境の維持（こころの体温計運営）や、精神科医による相談（保健所主催の精神保健相談）を継続し、必要に応じて関係機関の紹介を実施します。 自殺対策の市民理解を広めるためゲートキーパー養成講座の実施幅広い年代に正しい知識の普及を行います。

施策(2) 女性の健康づくりに関する支援の充実

1 乳がん・子宮頸がん等がん検診受診の勧奨	乳がん・子宮頸がん検診等女性特有の健康診断の受診を個別通知や市の広報紙、ホームページ等で勧奨していきます。また、特定保健指導等の場を活用し対面でのがん検診の受診勧奨を行います。	健康づくり課	引き続き女性の生涯にわたる健康管理を推進するため、広報紙等や乳幼児健診、20歳代、30歳代健診等の機会を利用し広く周知を行います。また、受診の機会を増やすため、手軽に予約ができるLoGoフォームによるWeb予約を引き続き活用します。	二十歳の祝典(20歳)や乳幼児健診時に子宮頸がん検診の周知を行いました。また、20歳代、30歳代健診では、個別の問診の際に受診勧奨を行いました。女性の特有の心身の変化、予防接種や健診・検診受診の啓発とともに健康管理について、保健センター新聞を作成し、乳幼児健診時や健診結果説明会等で配布しました。	4	若年層への受診勧奨により、受診者が増え、受診率を向上させることができました。	引き続き女性の生涯にわたる健康管理を推進するため、広報紙等や乳幼児健診、20歳代、30歳代健診等の機会を利用し広く周知を行います。また、受診の機会を増やすため、手軽に予約ができるLoGoフォームによるWeb予約を引き続き活用します。
2 受診しやすい検診体制の推進	休日に検診を実施するなど、検診機会を拡充します。オンラインによるがん検診の申し込み等、予約方法を拡充します。	健康づくり課	引き続き、休日の検診の開催を行い検診の機会を増やします。実際に検診システムを稼働させ、検診を受診しやすい環境を整えていきます。	がん検診の土日開催や、オンラインでの申し込みが可能ながん検診の新しい予約システムの導入を行いました。	4	仕事や育児で平日に時間の取れない方への配慮として、休日検診を実施し検診機会の拡大を図りました。また、予約システムの運用を開始したことにより24時間いつでも予約可能、空き状況が一目でわかるなど受診しやすい体制の推進に貢献することができました。	引き続き、休日の検診の開催を行い検診の機会を増やします。また、予約システムの活用をし、受診しやすい環境を整え、さらなる受診率の向上に努めていきます。
3 妊娠中の女性の健康支援	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の受診券を交付し、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減により、安心・安全な妊娠・出産につなげるとともに、ハイリスク妊婦には継続した健康支援を行います。	健康づくり課	妊婦健康診査受診票(基本健診14回)、妊婦歯科健診受診票を交付します。また、多胎妊婦には妊婦健康診査受診票を2枚追加で交付します。産婦が受診できる健康診査受診票も1枚発行し、産婦の健康管理も行います。こども家庭課と協力し、支援をしています。	妊婦健康診査受診票(基本健診14回、多胎妊婦16回)、産婦健康診査受診票2枚を交付しました。また、妊娠中に歯科健診を受診できるように妊婦歯科健診受診票も交付しました。こども家庭課と協力し、支援を行いました。	4	安全なお産や産後の健康のためにも、妊婦健康診査の結果を妊婦自身がきちんと把握し、結果に合わせて必要な場合は生活改善を実施していくことが必要であると考えます。	妊婦健康診査受診票(基本健診14回)、妊婦歯科健診受診票を交付します。また、多胎妊婦には妊婦健康診査受診票を2枚追加で交付します。産婦が受診できる健康診査受診票も2枚発行し、産婦の健康管理も行います。こども家庭課と協力し、支援をしています。
4 子育て中の女性の健康支援	子どもの健診時に母親の歯科健診や血液検査を行い、母親の健康意識を高めます。	健康づくり課	子どもの健康診査時に母親の健康チェック及び歯周病検診を実施します。必要な方には、面接や電話等で結果説明を行い、生活習慣病の発症予防及び重症化予防につなげていきます。より多くの方が興味を持ち、生活を振り返っていただけるように尿中食塩濃度検査も実施します。	1歳6ヵ月児健診と同日に母親の健康チェック及び歯周病検診を実施しました。母親健康チェックは、109人(56.9%)が受診しました。生活習慣病の発症予防や重症化予防のために必要な方へは面接や電話で結果説明を行いました。受診後も子どもの健診や教室で関わることで多くあるので、その都度、支援を行いました。	4	子どもの健診における保健指導の見直しとともに、母親健康チェック(血液検査)の運用方法について検討が必要です。また、血液検査項目の充実を図るために事業の見直しを行います。受診者へは継続して支援できるようにしていきたいと考えています。	母親の歯周病検診は引き続き、子どもの健康診査時に実施します。母親の健康チェック(血液検査)は、20歳代・30歳代に統合し、子どもの健診時に健康意識を高めるよう健診受診案内を行います。

課題③ 防災における男女共同参画の推進

施策(1) 防災活動等における男女共同参画の推進

1 防災会議における女性委員の登用	防災会議委員に女性を登用し、女性の意見を防災計画や防災体制等に取り入れます。	危機管理課	女性の意見を防災計画や防災体制等に取り入れ、重要課題として取り組みます。	防災会議委員は30名中女性委員は2名と少なく、女性委員の割合を前年度から増やすことができませんでした。	1	男女共同参画の考え方にに基づき、地域住民の多様な視点を防災対策に反映して、地域防災力の向上を図るため、防災に関する意思決定の現場への女性の参画の拡大を推進する必要があります。	瑞浪市防災会議をはじめ、防災に関する意思決定の現場への女性の参画の拡大を推進します。
2 自主防災組織への女性の加入推進	地域の防災活動に女性の視点を反映するとともに、災害時に女性が活躍できるよう、自主防災組織への加入を推進します。	危機管理課	自治会等に対して、防災活動における女性の視点の重要性について説明し、自主防災組織及びまちづくり推進組織(防災関係部会)への女性の参画を推進します。	自治会等で行う防災訓練等において、「女性視点で考えるいつもの・もしもの防災・災害ガイド」を配布すると同時に、女性の視点も大切であることを説明し、自主防災組織等への女性の参画を呼びかけました。	4	避難所運営や要配慮者の支援では、女性の視点が不可欠であり、今後も女性の参画を推進していく必要があります。	地域住民の多様な視点を防災対策に反映して地域防災力の向上を図るため、自治会等に対して、女性の視点の重要性について説明し、女性の参画の拡大を推進します。
3 女性消防団員の入団促進	女性の視点を取り入れた消防団活動をPRし、女性が消防団に入団しやすい環境を作り、消防団全体の活性化と地域の防災力向上を図ります。	警防課	他分団の協力を得ながら消防新聞の発刊や救命講習の開催を継続するとともに、市民に対して消防団員の入団促進を積極的に行い、女性団員の活躍の場が広がられるよう努めます。	消防団新聞の作成に伴い、他の分団の協力を得ながら消防団新聞の作成、普通救命講習を開催した。その他消防フェスタなど様々な行事に参加して活動の場を広げました。	5	消防団新聞を年二回発刊し、普通救命講習を予定どおり開催した。その他の行事については、積極的に参加することができた。人数が少ない上、スケジュールが合わないなどで、参加できない団員もあり、特定団員に絞寄せがありました。	例年行われている、消防団新聞の発刊を継続し、また救命講習についても回数を増やします。また、各種事業において、積極的に女性団員に参加するようにし、各種事業において活躍できる場を設けていきます。
4 女性防災リーダーの育成	防災リーダー養成講座(防災士資格取得可能)を開催し、自治会、まちづくり推進組織、女性団体など、広く女性の参加を呼びかけます。また、育成した女性防災リーダーが地域防災の担い手として活躍できるよう、その活動を支援します。	危機管理課	引き続き自治会、まちづくり推進組織、市内高等学校、女性団体の会合及び各地域で実施する防災訓練などにおいて、防災リーダー養成講座への女性の参加を呼びかけます。	令和7年度防災リーダー養成講座では、11名中4名の女性防災リーダーを養成しました。女性の防災リーダー・防災士は、334名中70名。(令和8年3月31日現在)	3	令和7年度の防災リーダー養成講座では、女性の参加率は減少しましたが、(昨年度46.7%、今年度36.4%)年齢層は20代から60代までの参加がありました。今後は若い世代の受講者を増やせるような取り組みも必要です。	各種団体、各地域で実施する防災訓練などにおいて、女性の視点の重要性を説明すると同時に、防災リーダー養成講座への女性の参加を呼びかけます。

施策(2) 万が一に備えた対応力の強化

1 防災訓練及び研修等への参加促進	女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、地域で行われる防災訓練への女性の参加について、働きかけます。	危機管理課	女性等の視点を踏まえた防災について、令和4年度より発足したみずなみ防災会女性部会とも連携しながら検討しつつ、防災訓練等への女性の積極的な参加を呼びかけます。	みずなみ防災会の女性部会員を講師とした防災講話や防災訓練を実施し、様々な視点で防災を考えることの重要性を説明し、訓練等への参加を呼びかけました。	4	みずなみ防災会の女性部会員も増加しており、協力して訓練等を行うことが出来ました。今後も各種団体と協力して、防災訓練・講座において、女性の参加による啓発活動を行うことが必要です。	女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、防災訓練への女性参加について呼びかけると同時に、女性防災士とも連携した訓練を実施します。
2 男女共同参画の視点からの避難所運営	防犯ブザー、防犯ライト、授乳用・着替え用などのパーテーション（間仕切り）や生活物資（生理用品等）など、避難所の資機材や備蓄品の整備を行います。また、女性等の視点を踏まえた避難所運営のための訓練を行います。	危機管理課	女性等の視点を踏まえた避難所について、必要な備蓄品の充実に努めます。また、女性等の視点を踏まえた避難所運営のための訓練を行います。	みずなみ防災会員向けに、各種資機材を活用した女性等の視点も踏まえた避難所運営のための訓練を行いました。また、イベント等において防犯ブザー、防犯ライトといった資機材の展示を行い、啓発に努めました。	4	女性等の視点を踏まえた避難所運営が行えるよう、地域の要となる防災士に対する訓練を開催することができました。今後も継続した訓練の実施が必要です。	女性等の視点を踏まえた避難所について、みずなみ防災会と連携した訓練を行います。また、防災士と地域住民も連携した訓練が行えるように検討を進めます。また、防犯ブザー、防犯ライト等資機材について、各防災倉庫への整備を進めます。